

別 表(第2条関係)

補助事業名	在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業												
補助事業の目的	在宅介護事業所及び介護保険施設において、ICTを活用した業務効率化により、入力業務や転記作業の大幅な時間削減・リアルタイムでの情報共有等を可能にし、職員の負担軽減を図ることを目的とする。												
補助事業の対象となる者	兵庫県内の在宅介護事業所(訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーションに限る)及び介護保険施設(介護療養型医療施設は除く) ※ただし、利用者情報を記録するICT機器等の整備補助事業及び他の同種の補助事業の申請者を除く。												
補助事業の対象となる経費	ICT機器等の導入のために必要な以下の経費 その他:導入研修に係る経費 ・介護ソフト・業務効率化に資するバックオフィスソフト、セキュリティソフト、クラウドサービス、改修経費、保守・サポート費、導入設定費 ・介護ソフトを使用するためのタブレット端末・スマートフォンの購入費用、Wi-Fi機器導入経費。 ただし、ソフトについては、記録業務、情報共有業務、請求業務までが一気通貫となること。												
補助率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下の要件のいずれかを満たす場合 ・LIFE標準仕様に準拠した介護ソフトを使用してLIFEにデータを提供している 又は提供を予定していること ・ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で 居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている、又は行うことを予定していること ・ICT導入により文書量半減を実現させる導入計画となっていること</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	以下の要件のいずれかを満たす場合 ・LIFE標準仕様に準拠した介護ソフトを使用してLIFEにデータを提供している 又は提供を予定していること ・ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で 居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている、又は行うことを予定していること ・ICT導入により文書量半減を実現させる導入計画となっていること	3/4	上記以外の場合	1/2						
区分	補助率												
以下の要件のいずれかを満たす場合 ・LIFE標準仕様に準拠した介護ソフトを使用してLIFEにデータを提供している 又は提供を予定していること ・ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で 居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている、又は行うことを予定していること ・ICT導入により文書量半減を実現させる導入計画となっていること	3/4												
上記以外の場合	1/2												
補助金の額	<p>「対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額」に補助率を乗じたものと、補助上限額を比較して少ない方の額を交付額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>【補助上限額】 事業所・施設規模に応じて以下のとおり設定</p> <table> <tr> <td>(職員数)</td> <td>1～10人</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11～20人</td> <td>1,600千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21～30人</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31人～</td> <td>2,600千円</td> </tr> </table>	(職員数)	1～10人	1,000千円		11～20人	1,600千円		21～30人	2,000千円		31人～	2,600千円
(職員数)	1～10人	1,000千円											
	11～20人	1,600千円											
	21～30人	2,000千円											
	31人～	2,600千円											
適用除外する項目	第22条第2項												
その他	別に定める計画書及び報告書を提出すること(別途通知)。												

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>在宅介護事業所・介護保険施設業務効率化事業所要額調書（様式1）</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する。</p>
第7条第1項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>事業区分毎に配分された経費相互間の20%以内の変更</p>
	<p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>交付申請時の添付書類に準じるものとする。</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>別途通知する。</p>
【削除】	【削除】
	【削除】
第11条	<p>(添付書類)</p> <p>在宅介護事業所・介護保険施設業務効率化事業精算額調書（様式2）</p> <p>(指定期日)</p> <p>事業完了後30日以内、又は翌年度4月10日のいずれか早い日</p>
第19条第1項	<p>(処分制限期間)</p> <p>平成20年厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。</p>